

高根沢町個人情報保護法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、町長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、町長に対しその旨を通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項に規定する手数料は無料とする。

2 保有個人情報の開示により写しの交付を受けようとするものは、規則で定める費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会条例(令和5年高根沢町条例第 号)第1条に規定する高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例の廃止)

第2条 高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成10年高根沢町条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者に係る前条の規定による廃止前の高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第16条の3第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない義務については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第18条又は第19条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項又は第22条から第24条の2までの規定による請求がされた場合における自己情報の開示、訂正等については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第29条第1項に規定する高根沢町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第35条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 施行日前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(3) 第2項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 施行日前において法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人又は人の業務に関し、施行日以後に次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人を当該各号に定める罰金に処する。

(1) 第5項に規定する個人情報ファイルの提供 100万円以下の罰金

(2) 前項に規定する旧個人情報の提供又は盗用 50万円以下の罰金

8 前3項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第5条 高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年高根沢町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(協定の締結) 第9条 2 (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護に関する事項	(協定の締結) 第9条 2 (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報(高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成10年高根沢町条例第1号)第2条第4号に規定する個人情報をいう。)の保護に関する事項

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。